議員提出議案

（意見書案）

令和８年第３回玉名市議会（定例会）

令和８年９月２５日提出

令和８年第３回玉名市議会（定例会）議員提出議案		
番　号	件　　名	提案者
意見書１	非核三原則の堅持を求める意見書の提出について	議員

意見書案第１号

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり玉名市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出する。

令和８年９月２５日　提　出

玉名市議会議員　徳村　登志郎
玉名市議会議員　松本　憲二
玉名市議会議員　大野　豊重

玉名市議会議長　西川　裕文　様

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和４２（１９６７）年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和４６（１９７１）年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の基本的な核政策として長年にわたり継承されてきた。

我が国は、広島・長崎の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である。核兵器が人々の生命と生活、さらには将来の世代に及ぼす甚大な被害を経験した国として、その悲惨さを風化させることなく、核兵器のない世界の実現に向けて国際社会において役割を果たしていく責務がある。

近年、国際情勢や我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。一方、非核三原則について、従来の「国是」という表現ではなく「政策上の方針」とする考えが示されている。

安全保障環境が変化する中にあっても、非核三原則を政策上の選択肢の一つとして捉えるのではなく、我が国が平和国家として歩んできた基本姿勢として、将来にわたり堅持していくことが重要である。

特に「持ち込ませず」を含む非核三原則のいずれについても、将来の安全保障環境の変化を理由として安易に変更することがあってはならない。

よって、国会及び政府におかれては、下記事項が実現されるよう強く要望する。

記

１　核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を、我が国の基本的な原則として、将来にわたり堅持すること。

２　非核三原則の「持ち込ませず」を含む三原則について、その内容を変更することなく堅持すること。

３　世界唯一の戦争被爆国として、核兵器の使用と拡散を防止し、「核兵器のない世界」の実現に向け、国際社会において引き続き積極的な役割を果たすこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

熊本県玉名市議会議長　西川　裕文

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣　　宛て
外務大臣

提案理由　　非核三原則の堅持及び核兵器のない世界の実現に向け、国際社会において引き続き積極的な役割を果たすことを求めるべく、地方自治法第９９条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するため。